

岩手県企業局管理規程第1号

企業局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

(企業局組織規程の一部改正)

第1条 企業局組織規程(昭和43年岩手県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
(事業所の組織及び分掌事務)	(事業所の組織及び分掌事務)																														
<p>第3条 発電に関する業務及び発電施設の維持保全に関する事務を分掌させるために施設総合管理所を、発電施設(施設総合管理所の所管施設を除く。)の維持保全、工業用水道の管理及び建設工事に関する事務を分掌させるために県南施設管理所を置く。</p> <p>2 施設総合管理所及び県南施設管理所(以下「事業所」という。)の名称、位置及び所管施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">所管施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県南施設管理所</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略] 早池峰発電所 第一北上中部工業用水道 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 県南施設管理所の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(職の設置)</p> <p>第5条 企業局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業所</td> <td style="text-align: center;">所長 次長 課長 主査</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～7 [略]</p>	名 称	位 置	所管施設	[略]			県南施設管理所	[略]	[略] 早池峰発電所 第一北上中部工業用水道 [略]	区 分	職	[略]		事業所	所長 次長 課長 主査	<p>第3条 発電に関する業務及び発電施設の維持保全に関する事務を分掌させるために施設総合管理所を、発電施設(施設総合管理所の所管施設を除く。)の維持保全、<u>発電所の建設工事(業務課の所管に関するものを除く。)</u>並びに工業用水道の管理及び建設工事に関する事務を分掌させるために県南施設管理所を置く。</p> <p>2 施設総合管理所及び県南施設管理所(以下「事業所」という。)の名称、位置及び所管施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">所管施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県南施設管理所</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略] 早池峰発電所 <u>胆沢第三発電所</u> <u>胆沢第四発電所</u> 第一北上中部工業用水道 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 県南施設管理所の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 発電所及びその附属施設的设计、施工及びこれらの工事の監督(業務課の所管に関するものを除く。)に関すること。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(職の設置)</p> <p>第5条 企業局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業所</td> <td style="text-align: center;">所長 次長 課長 <u>特命課長</u> 主査</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～7 [略]</p>	名 称	位 置	所管施設	[略]			県南施設管理所	[略]	[略] 早池峰発電所 <u>胆沢第三発電所</u> <u>胆沢第四発電所</u> 第一北上中部工業用水道 [略]	区 分	職	[略]		事業所	所長 次長 課長 <u>特命課長</u> 主査
名 称	位 置	所管施設																													
[略]																															
県南施設管理所	[略]	[略] 早池峰発電所 第一北上中部工業用水道 [略]																													
区 分	職																														
[略]																															
事業所	所長 次長 課長 主査																														
名 称	位 置	所管施設																													
[略]																															
県南施設管理所	[略]	[略] 早池峰発電所 <u>胆沢第三発電所</u> <u>胆沢第四発電所</u> 第一北上中部工業用水道 [略]																													
区 分	職																														
[略]																															
事業所	所長 次長 課長 <u>特命課長</u> 主査																														

(事業所の主要職員の職務)

第7条 [略]

2・3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

(事業所の主要職員の職務)

第7条 [略]

2・3 [略]

4 特命課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、
所の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局企業職員給与規程の一部改正)

第2条 企業局企業職員給与規程(昭和43年岩手県企業局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(級別職務区分)		(級別職務区分)	
第3条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。		第3条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。	
区 分	行政職給料表に定める級別職務区分 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級	区 分	行政職給料表に定める級別職務区分 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 <u>9級</u>
本 庁	[略]	本 庁	[略]
事 業 所	課長 [略] [略]	課長 <u>特命</u> <u>課長</u> [略]	[略]
	[略]		[略]
備考1 局付、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ3級から8級までのいずれか一の級に決定するものとする。		備考1 局付、 <u>室付</u> 、課付又は所付の職を命ぜられた職員に係る職務の級は、その職員の職務と責任の程度に応じ3級から8級までのいずれか一の級に決定するものとする。	
2・3 [略] (特殊現場業務手当)		2・3 [略] (特殊現場業務手当)	
第6条 [略]		第6条 [略]	
2 前項に規定する手当の額は、勤務1日につき、次の表に掲げるとおりとする。		2 前項に規定する手当の額は、勤務1日につき、次の表に掲げるとおりとする。	
区 分	手当の額	区 分	手当の額
[略]		[略]	
職務の級4級又は5級の職員	担当課長、課長、上席技術専門員、主任主査及び	職務の級4級又は5級の職員	担当課長、課長、 <u>特命課長</u> 、上席技術専門員、主

技術副主幹 [略]	任主査及び技術副主幹 [略]
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(企業局代決専決規程の一部改正)

第3条 企業局代決専決規程(昭和49年岩手県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(施設総合管理所及び県南施設管理所の課長等専決事項)	(施設総合管理所及び県南施設管理所の課長等専決事項)
第10条 施設総合管理所の課長並びに県南施設管理所の課長及び上席技術専門員は、施設総合管理所及び県南施設管理所の長に委任された事項並びに施設総合管理所及び県南施設管理所の長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項であらかじめ局長が指定した事項を専決することができる。	第10条 施設総合管理所の課長並びに県南施設管理所の課長、 <u>特命課長</u> 及び上席技術専門員は、施設総合管理所及び県南施設管理所の長に委任された事項並びに施設総合管理所及び県南施設管理所の長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項であらかじめ局長が指定した事項を専決することができる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。